

研究ノート

応永年間における京都・兵庫間の通行に関する一史料

小西徹龍

一
日隆聖人が京都妙本寺入寺後、各地で勉強され、後に京都本能寺・尼崎本興寺建立後は両寺を拠点として布教のために諸地方に出かけられたことが知られている。

しかし、当時の具体的な移動の行程などについては、聖人に関する伝記書に見える記述は存在するものの、聖人自ら記された記録が無いために詳細について知ることは困難である。ただ同時代の周辺資料から断片的にせよ当時の実情を知ることが出来るのではないかと考えている。

二

京都の東寺に関わる史料すなわち『教王護国寺文書』の中に次のような史料がある。¹⁾

兼行去年応永廿五年貢四十貫文積_レ船_レ着_二兵庫浦_一之由 杓屋備後入道状二月十四日到来 而彼年貢遣_レ人

於兵庫 請取事無先例之間 大内屋形内辺遣人 於京都 可請取之由 可申之由 申付之間 使者
 沓屋代官相尋之處 無可聞統之者由 申候間 無力遣人於兵庫 無人数 路次等怖畏之間 乘南・性順・
 福石・左衛門次郎・八郎太郎以上五人差下之 二月十五日立京着海崎 十六日着兵庫之處 船頭越海崎之
 由申之 仍遣福石法師於海崎 船頭自海崎 十八日帰兵庫 彼年貢四十貫文自家使請取了 十九日立
 兵庫 廿日着京 就中 路次粮物貳貫六百三十八文 人夫一人雇之賃百三十文 出立帰以下酒直貳百三十一文
 今度下向之人数内 於乘南・八郎太郎兩人者 非最勝光院方公人之間 乘南三連・八郎太郎二連給之 都合
 入足三貫五百二文除之 殘參拾六貫五百文支配了 (返り点引用者注記)

内容は、最勝光院領(後に東寺領)周防国美和莊からの年貢を東寺に納めるについて、現地責任者の沓屋備後入道からの書状が二月十四日に到着し、応永二十五年分の年貢四十貫文が兵庫浦に着くと知らせて来た。

東寺側は、年貢を兵庫で受け取る先例が無く、京都で受け取りたいと申し出たが、それは出来ないということで、東寺は乗南、性順、福石、左衛門次郎、八郎太郎の五名を兵庫に派遣することとした。

彼等は二月十五日に京を出発し、同日海崎(尼崎)に着、十六日兵庫に着いたところが、年貢を積んだ船頭が尼崎まで行ってしまったということで、五名の中、四名は兵庫で待機し、福石法師が尼崎まで船頭に会いに行き、船頭共々十八日兵庫に帰り、年貢四十貫文を受け取った。そして十九日兵庫を出発して二十日に帰京したが、道中の入用は二貫六百三十八文、人夫一人の雇賃が百三十文、出立後帰京までの間の酒代二百三十一文であった。

また五名の中、乗南・八郎太郎の二名は莊園の者ではないために手当として乗南に三百文、八郎太郎に二百文与えたので、合計出費三貫五百二文で、年貢残額は三十六貫五百文になったという。

本史料は、応永二十六年二月に現在の山口県にあった東寺領莊園からの年貢を東寺に運ぶ途中の状況を記したも

のであるが、周防国からの年貢が水路で兵庫津に運ばれ、その後陸路で京に運ばれたことが知られるものである。さらに幸に京から兵庫津までの往路と、兵庫津から京への復路の状況についても、次掲史料で知ることが出来る。

三

応永廿六年兼行新足 自兵庫 寄取時注文³¹

二月十五日

十二文	舟賃
八文	昆陽ノ茶
廿八文	茶の子 茶
十文	草鞋
六十文	昼飯
十八文	茶 餅
十文	団子
十五文	橋賃
十文	俵
三文	竹の皮
五十文	西宮 酒
八文	肴

以上二百卅七文

同夕の旅籠

七十二文 旅籠西宮

三文 用途の不足

都合三百十五文

十六日

七十二文 旅籠あした

七文 茶 西宮

十二文 草鞋

十八文 茶 茶の子
御影

六十文 昼飯

十三文 茶

五十文 酒

十五文 肴

六文 茶

四文 木

七十二文 旅籠

以上三百卅八文

十七日 兵庫

七十二文 旅籠

五文 茶

廿五文 酒

又十三文 酒

五文 肴

四文 木

五十文 旅籠

三文 茶

五人分福石喰す

六十文 旅籠夕

六十七文 福石尼崎工御使ノ時粮物

三十文 同借申候

以上三百四十三文

十八日 兵庫

七十二文 旅籠

六文 しまのすゝめ

研究ノート

四文 木

六文 紮繩

十五文 錢の俵

七十五文 船頭の時
出立まで 酒二ながら

五文 手輿米

三文 昆布

百文 宿より酒の会釈

廿文 ひてう

百文 兵庫より西宮まで馬の賃

十二文 草鞋

十三文 御影 茶

五十文 海そくの時酒

二十文 案内者

七十二文 旅籠

五十文 祝の酒

以上六百卅三文

十九日

七十二文 西宮旅籠

百文西宮

宿の酒会積

十二文

草鞋

九文

しみ川の茶

十五文

武庫川橋賃

廿文

くっかけ餅 茶

五十文

昼飯

二文

大根 駄賃の馬

三文

茶同主

十五文

茶 夫餅

七十二文

山崎旅籠

卅二文

酒

六文

木

以上四百廿七文

廿日

七十二文

山崎旅籠

五文

俵

六十四文

酒

四文

草鞋

研究ノート

研究ノート

六文 茶

十二文 舟賃二所

四百十文 馬の賃 西宮より東寺まで

以上五百七十六文

都合二貫六百卅八文

借

二十五文 夫丸

百文 左衛門二郎

百文 納所

二十文 太郎

二十文 せう

廿三文 左衛門二郎

卅六文 ふく 両人借
太郎

以上三百廿七文

惣都合二貫九百六十五文

又十八文 船頭使酒

百廿三文 十五日あしたの六人出立酒まで

百卅文　　これよりの人夫賃

八十七文　　落着の酒・肴

以上三百六十一文

合都合三貫二文

又三百文　　乗南

二百文　　八郎太郎

惣都合参貫五百二文

この史料によれば、二月十五日京都を出発した一行は伊丹を経て西宮に一泊しているが、京から伊丹までの行程は明らかではない。⁴⁾翌十六日西宮を出て兵庫に到着したが、年貢を運んだ船頭が尼崎に行ってしまったために、十七日は福石一人が尼崎に船頭を迎えに行き、他の者は旅籠で待機した。年貢を受けとり、十八日兵庫を立って西宮に泊り、十九日は西宮を立ち伊丹を経て山崎に泊り、翌二十日に山崎を出て東寺に帰ったことが知られる。

年貢の錢は人夫と馬を雇い陸路で運ばれたが、その間摂津の武庫川を渡る際には橋賃十五文を徴収され、兵庫から西宮までの馬賃は百文、西宮から東寺までの馬賃は四百十文であった。

復路西宮を立て山崎で一泊しているが、これは年貢を運んだため速度が遅くなったためと考えられよう。

四

日隆聖人は本史料が記された同時期に勉強、布教のために各地に赴かれ、京都、尼崎に両本寺を設けられてからは、京都と尼崎の間を頻繁に通行されたと思われる。本史料の中、飲食に関わる事柄は別として、各種の物資の価

格や一日の行程などは、聖人伝の研究にも参考になるものと思われる。

すなわち、京都・尼崎間であれば、陸路を通っても京の中心部より山崎までの間に船を利用せねばならぬ所があり、陸路一日で歩けること。尼崎より西であるが、武庫川では渡るために橋賃が必要なこと、草鞋は一日で替えねばならぬことなどが知られる。

尼崎から京へは、杭瀬・神崎から江口・枚方、山崎・淀に至る水路を利用する方法があるが、本史料によって陸路での状況を知ることが出来た。本史料は地方荘園からの年貢を京に運ぶための費用を記録したものであるが、日隆聖人当時の実情を知ることの出来る史料の一つとして紹介した次第である。

- (1) 「周防国美和莊兼行名年貢評定文案」(『教王護国寺文書』一〇二七号文書、『同文書卷三』七〇八頁。赤松俊秀編、平楽寺書店、昭和三十七年) 尚、同史料が『大日本古文書 家わけ第十 東寺文書五』(東大史料編纂所、昭和二十八年) 一七〇頁に収録されているが、本稿では、赤松氏編の文書を用いた。
- (2) 本稿は莊園経営については検討課題としていないので、美和莊については触れていない。
- (3) 「周防国美和莊兼行名年貢請取雑用帳」(『同文書』一〇二八号文書、『同文書卷三』七〇九頁) 尚、記事の中、かなの部分は編者の注記した漢字を用いて表記している。又、史料中の単価の合計と記された合計額が異なる部分があるが、今はそのまま記した。さらに金銭使途の項目についても不明の点があるが、改めて検討したい。
- (4) 前掲一〇二七号文書によれば、「二月十五日立京、着海崎」とあることから、尼崎まで船を利用したことも考えられるが、不明である。